

就学援助制度

【問い合わせ先】

鳥栖市教育委員会 教育総務課

TEL(0942)85-3691

01 申請の手続き

- (1) 申請書の配布 鳥栖市立小・中学校または教育委員会
- (2) 申請書の提出先 在籍する市立小中学校 ※最長兄姉の学校
- (3) 申請に必要な添付書類
 - ・口座番号等の分かるものの写し
 - ・所得証明書（最近転入した場合）

※毎年度申請が必要です。

※世帯員全員の申告を必ず済ませてください。

02 対象世帯

鳥栖市に住所があり、鳥栖市立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で、例えば以下の要件に該当する世帯

- (1) 前年度または当該年度に以下に該当する。
 - ・生活保護の停止または廃止を受けた。
 - ・市民税非課税世帯である。
 - ・児童扶養手当の支給を受けている。

- (2) (1)には該当しないが、世帯全員(同一住所全員)の前年の所得額が、下記の目安より少ない

扶養親族等の人数	1人	2人	3人	4人
所得額合計(円)	2,300,000	2,680,000	3,060,000	3,440,000

所得額の目安は、給与所得の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄や、確定申告書の「所得合計」欄で確認できます。

認定になるか迷ったら、申請してみましょう！

この他、何らかの理由で就学させることが困難になった場合は、ご相談ください。

市外から鳥栖市立小・中学校に通う場合や、鳥栖市に住所があり、市外の国公立の小・中学校に通う場合も、支給の対象になることがあります。

就学援助認定の世帯例－4人家族

【家族構成】

父、母、子(14歳)、子(11歳)

【収入額】

父 給与収入350万円(扶養親族2人)

母 給与収入100万円

03 援助の内容

就学援助は、校納金を免除する制度ではありません。学校からお知らせのある学年費等は、支払をお願いします。

費目		小学校児童	中学校生徒
学用品費等	1年生	12,990円	24,590円
	2年生以上	15,220円	26,820円
学校給食費	実費(学校給食会計に毎月直接支払い)	選択制お弁当給食及び牛乳代の実費	
新入学児童生徒学用品費(1学期認定の1年生のみ)	50,600円	57,400円	
校外活動費(宿泊を伴うもの)	上限3,470円	上限5,840円	
修学旅行費	実費		
医療費	受診前に医療券の発行を受けてください。対象は、学校検診で治療が必要とされた右の疾病です。		

学用品費等は年額です。

支給は、認定月で年額を月割します。特に表に記載していない項目は、学期末に3回に分けて支給します。

医療券の発行については保健室の先生にご相談ください。

医療費の対象疾病

トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿疱疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、寄生虫病、う歯(乳歯を除く)

- ※ 校納金に未納がある場合は、未納分を天引きした額を支給します。
- ※ 金額は変更になる場合があります。

【申請書の記入上の注意】 申請書はお手持ちの封筒に入れて学校に提出してください。

太枠内は全て記入・押印してください。

様式第1号

平成 年度 就学援助(要・準要保護)申請書(兼 口座振込依頼書・委任状)

様
費を受給したいので、下記のとおり申請します。
鳥市教育委員会が本申請の審査のため、世帯全員の住民基本台帳に関する資料及び所得・課税の状況に関する
を行うことを承諾します。

申請日 平成 年 月 日

住所			
フリガナ			電話
氏名		自宅	携帯

学校と学年は、
令和3年度を記入

児童生徒(小1~中3)が
複数いる場合も、申請書は
世帯につき1枚提出してく
ださい。

フリガナ 氏名	生年月日	個人番号(12桁)	平成 年 月 日	第 学年
				小学校・中学校
				小学校・中学校
				第 学年

全員のマイナンバーを記載

(申請児童生徒計生の)	氏名	生年月日	個人番号(12桁)	申請児童生徒からみた続柄と居住		就労の有無	
				続柄	同居 別居	有	無
				続柄	同居 別居	有	無
				続柄	同居 別居	有	無
				続柄	同居 別居	有	無

「同一生計の世帯状況」の欄は、児童生徒を除いた世帯員全員について記入してください。
★同一住所全員記入下さい!

※振込口座は申請者の名義
※口座番号等が確認できるものを添付

振込口座	金融機関名		支店名	種類	口座番号	口座名義人(カタカナ)
				1 普通 2 当座		

※申請者名義の口座を記入してください。
※通帳(表紙の裏)又はキャッシュカードの写しを添付してください。

委任状
1 認定された場合、鳥栖市より受ける就学援助費のうち学校給食費の受領及び執行に関する権限を、学校長に委任します。
2 学校に支払う校納金等を滞納した場合は、学校給食費以外の就学援助費についても、未納相当額の受領及び執行に関する権限を、申請児童生徒が在学する学校の学校長に委任します。
住所 同上 申請者

押印が必要です。



※別世帯の方が児童生徒と同一生計の場合、または、1月2日以降に鳥栖市に転入された方はその方の所得証明書を添付してください。
※封筒に入れて提出してください。

受付確認欄
〈学校長意見(別紙)添付〉 あり なし 〈受付日〉
〈審査結果〉 1 認定 2 否認定

申請書は最長兄姉の
学校に提出してくだ
さい。

